

工場増設などの設備投資等を 予定の事業者の皆様へ、 「やまなし未来ものづくり推進計画」 に基づく支援施策があります！

○支援内容

- ・不動産取得税の減免（山梨県）
- ・固定資産税の減免（市町村によります）
- ・法人税の減免等 ⇒機械・装置等：40%特別償却、4%税額控除
⇒建物等：20%特別償却、2%税額控除

○要件

- ・構築物及びその敷地である土地の取得価格の合計が1億円を超えるもの
- ・国により先進性が認められること

○手続き

- ①事業者が「地域経済牽引事業計画」を作成し、県に申請
- ②県が計画を承認
- ③事業者が先進性等に係る「確認申請書」を作成し、国に申請
（提出先は県）
- ④国が「確認書」を交付
- ⑤各支援制度の活用

工場の増設等をお考えの際には、まずはご相談下さい

【お問い合わせ先】

山梨県産業労働部企業立地・支援課

Tel：055-223-1472

【参考】やまなし産業立地コミッション

<http://www.pref.yamanashi.jp/sangyo>